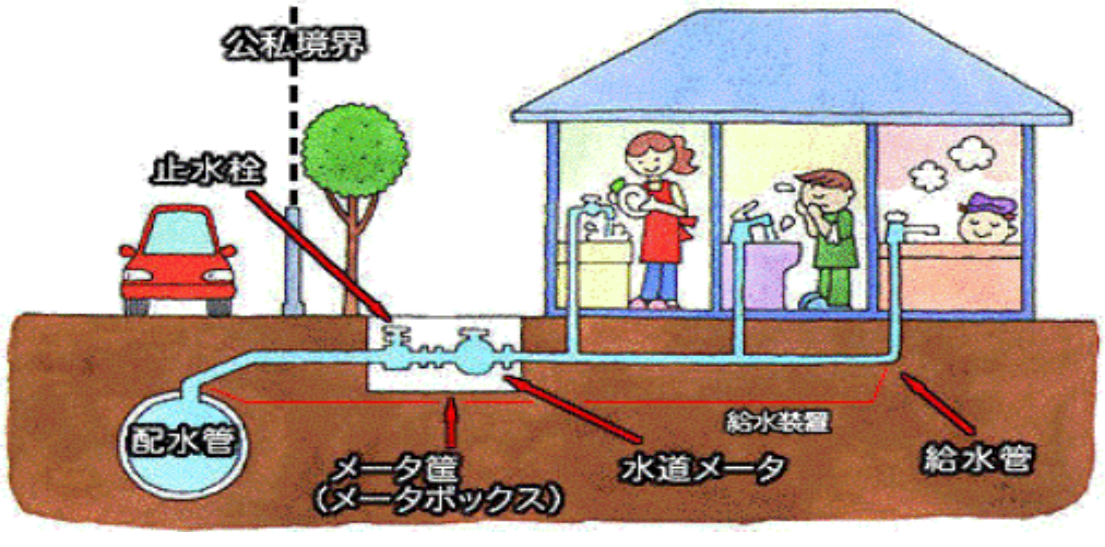
水資源サービス課からお知らせ

給水装置は、水道水を受水する大切なものであり、維持管理は所有者が行うこととなります。
家を新築・改築・またはトイレなど、水回りの改修工事を行う場合は、必ず東通村指定給水装置工事事業者に依頼しましょう。
もし、指定を受けていない業者が工事を行うと・・・無届け工事となってしまい、使用した材料が水道法による材料基準に適合していない場合は、せっかく完成した工事がやり直しになったり、給水停止されることもあります。

給水装置はお客様の財産です

◎給水装置とは、下の図のとおり配水管(水道本管)の取出しから、ご家庭の蛇口までのことです。

※水道メーターは除く



給水装置　※配水管分岐から家庭の蛇口まで
所有者の維持管理区間

配水管からメーターまで
村修繕区間(漏水のみ)

メーター以降
所有者等の修繕区間

◎上の図のとおり、配水管から水道メーターまでの区間は自然漏水等に限り、村で修繕します。
メーター以降の故障・漏水の修繕はお客様の費用負担となります。
また、長年使用しない給水装置は、さび等が原因で水が出ない場合がありますので、すでに給水装置を分岐されているご家庭では、早期に上水道への加入をおすすめします。



{ 簡単な漏水の確認方法 }

1.自宅のすべての蛇口を閉めます。
2.左の写真の水道メーター(自宅の壁に取り付けている遠隔メーター)に➡ 又は ■ の点滅などが表示される場合は、漏水の可能性があります。

ご家庭の漏水や、故障は村水資源サービス課指定の「東通村指定給水装置工事事業者」又は、東通村管工事協会 へご連絡ください。

※東通村管工事協会： 東通村大字小田野沢（ 川端管工土木㈱内 ） TEL0175-48-2222